

現代軍縮国際法における非核兵器地帯構想の再検討

城 忠 彰 *

安田女子大学

A REEXAMINATION OF THE CONCEPTION OF NUCLEAR-WEAPON-FREE ZONE IN CONTEMPORARY INTERNATIONAL DISARMAMENT LAW

Tadaakira JO**

Yasuda Women's University

SUMMARY

As the Final Document of the 12th Special Session of General Assembly pointed out, the nuclear arms race has continued unabated and the trial to prevent vertical proliferation of nuclear weapons has not been successful. On the other hand, the horizontal proliferation has been accomplished at least once by the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, and in consequence, the régime of nuclear- and non-nuclear weapon states was formed. In such circumstances, it is an urgent and important problem to strengthen the security guarantees of non-nuclear weapon states.

The regional approach proves as favorable for the enhancement of security through measures aiming at eliminating the nuclear risk, and the idea of Nuclear-Weapon-Free Zone has been reevaluated increasingly. The Treaty of

* 広島大学平和科学研究センター客員研究員

** Guest Researcher, Institute for Peace Science, Hiroshima University

Tlatelolco is the most striking example of NWFZ and satisfies the next concepts :

- (1) the total absense of nuclear weapons in such a specified region
- (2) the establishment of the verification system
- (3) the obligation of nuclear states not to use or threaten to use nuclear weapons against non-nuclear states within the area

In the present paper, the conception, historical development and some legal problems concerning NWFZ would be reexamined in order to clarify that NWFZ is both a significant measure to contribute towards regional and international peace and security and an effective step for the general and complete disarmament.

1. はじめに

過剰殺戮能力の段階に達した核兵器が存在し、依然として核軍備競争が激化している現在の国際社会にあって、世界戦争の勃発を防止し、国際の平和と安全を強化することが、最も重大かつ緊急の課題であると認識され、そのためには効果的な国際管理の下における全面かつ完全軍縮の達成を最終目標として、核軍縮及びあらゆる大量破壊兵器の廃絶に最優先目標が置かれるべきことが繰り返し強調されている。たとえば、既に1978年の国連第10回特別総会(第1回軍縮特別総会)の最終文書はその第47項において、「核兵器は人類と文明の存続に対して最大の危険をもたらしている。核兵器を伴う戦争の危険を回避するため、あらゆる面での核兵器競争を停止し、転換させることが不可欠である。この点での究極の目標は核兵器の完全な廃絶である。」と述べ、核軍縮に最も高い優先順位を与えていた。¹⁾

しかしながら、このような核軍縮を希求する国際社会の潮流にもかかわらず、有効な核軍縮措置の促進は停滞したままであり、1969年以降の米ソ両核兵器大国による第一次及び第二次戦略兵器制限交渉(SALT I, SALT II)の成果も満足すべきものでなかったことは周知の通りである。1980年9月、第35回国連総会に提出された事務総長報告「核兵器の包括的研究」によれば、弾道弾迎撃ミサイル(ABM)、各個誘導複数弾頭(MIRV)、巡航ミサイル(Cruise missile)等の核兵器体系の技術的発展が進む一方で、両超大国の戦略核弾頭の総数は15,000発以上を擁するに至っている。²⁾更に1982年6月29日より開始された米ソ間の戦略兵器削減交渉(START)の早期妥結も相当の困難が予想されている。

こうした核軍縮という焦眉の問題を開拓することが期待された同年の第二回国連軍縮特別総会も包括的軍縮計画(CPD)の採択に失敗するなどほとんど見るべき成果もなく閉幕せざるを得なかったが、その最終報告書は(Ⅲ)結論の部分で、次のような総括を行っている³⁾

「59. 第12回特別総会、即ち、第2回軍縮特別総会は、1978以来の推移が第10回特別総会により醸成された期待に応えるものではなかったことに留意した。……最終文書に含まれている行動計画は大部分は実施されていないままである。重要な交渉の多くは開始されていないか、中断されており、また軍縮委員会及びその他の場における努力は殆んど成

果を挙げていない。いくつかの交渉では若干の進展があり、核分野での2国間交渉が開始された。しかしながら、軍備競争、特に核軍備競争は、さらに危険性を増し、世界の軍事支出は急増した。即ち、1978年の最終文書採択以来、軍備制限及び軍縮の分野で大きな進展はみられておらず、状況は一層深刻化した。」

しかしながら、一方では核軍縮の分野において実現可能な措置から着手し、今以上の核軍拡を阻止しようとする試みがなされており、その一つが非核兵器地帯（Nuclear-Weapon-Free Zones、以下NWFZと略称）の構想である。第2回軍縮特別総会においても、一般演説の中にNWFZ構想の提案が含まれており、また「軍縮と安全保障問題に関する独立委員会（パルメ委員会）」報告書は安全保障への地域的アプローチとして以下のようにこれを再評価している⁴⁾。

「5.3（非核地帯）

委員会は域内国の自由意思に基づく非核地帯の設置は核不拡散共通の安全保障及び軍縮に向けての重要な一步をなすと考える。非核地帯は近隣国が同様の抑制をする限り核兵器を獲得又は配備を許さないという相互再保障をもたらす。またこのことは同地域が核兵器の競争にまきこまれる可能性を減ずる。核兵器国は非核地帯の地位の尊重と同地帯の国々に対し核の使用又は使用の威嚇を行わないための拘束力のある約束をすべきである。」

NWFZ構想は中部ヨーロッパに設置することを求めた1957年10月のポーランドによる国連提案、いわゆるラパッキー案（Rapacki Plan）を嚆矢とするが、当時においてはそれが緊張緩和を志向するものとはいえ、ソ連圏のみに有利に働く等の理由で西側諸国からは否定的に受けとめられていた⁵⁾。

しかし、核軍縮の進捗状況が好転せず、核軍拡の阻止が全世界的な問題としてとらえられている現状においては、全面的かつ完全な軍縮の補完的機能をもつものとして改めてその意義が見直されている。核兵器及び熱核兵器の使用が国連憲章及び国際法規則に違反することを宣言した1961年の総会決議⁶⁾以来、核兵器自体の国際法違法性が議論されるところもある⁷⁾が、本稿は、核兵器の存在という現実を前提として、NWFZが現代軍縮国際法においてどのような意義を持っているのか、その法的概念と歴史的経緯を概観しつつ将来の実現の可能性に向けて若干の再検討を試みようとするものである⁸⁾。

注)

- 1) Final Document of SSD, paragraph 47, A/Res/S-10/2.
- 2) General and Complete Disarmament, Comprehensive Study on Nuclear Weapons, Report of the Secretary-General, A/35/392, pp. 8-9, 145-146.
- 3) 「第2回国連軍縮特別総会報告書」国際問題資料1982年8月号, p. 21.
- 4) 「パルメ委員会報告」国際問題資料1982年6月号, p. 21.
- 5) Edward McWhinney, *The International Law of Détente*, 1978, pp. 41-43.
- 6) U. N. GA Res. 1653 (XVI), GAOR 16th Sess, Suppl. no 17.
- 7) たとえば、リチャード・フォーク、エリオット・L・マイロウイツ、ジャック・サンダスン「核兵器と国際法」、国際法外交雑誌第80巻第5, 6号参照。
- 8) NWFZ問題に関してはわが国では、黒沢 滉、前田 寿両先生による精緻な実証的論稿が著わされており、本稿もそこから多くの示唆を得たことを特記して謝辞としたい。

2. 現代軍縮国際法におけるNWFZの位置

国際社会に核兵器が登場してこのかた、現代軍縮国際法の中心的課題の一つは、核兵器の垂直的拡散(Vertical proliferation)及び水平的拡散(Horizontal proliferation)をいかにして防止するか、ということであった。しかしながら、核弾頭とその運搬手段の際限のない生産・配備によって核兵器国の現有兵器庫は量的増加を続けており、また核兵器体系の技術的発展によって質的な改良が進行しているという事実からも明らかのように、垂直的拡散の阻止という点ではほとんど成功しておらず、国際的安全保障に憂慮すべき事態をもたらしている¹⁾。これに対して水平的拡散の防止に関しては、部分的核実験禁止条約²⁾及び核拡散防止条約³⁾(以下NPTと略称)の成立によって新しい核兵器国の出現を抑えるといった限定的な目的は今のところ一応の成果を収めている。

部分的核実験禁止条約は、大気圈内、宇宙空間及び水中での核爆発を禁止する(1条a)ものであるが、核爆発に伴う放射性残渣が実験国の領域外に出ない範囲では地下核実験が許容されていること(1条b)、中国・フランスが当事国となっていないこと、将来構想としてのすべての実験的爆発の永久停止の達成を求める包括的核実験禁止の措置に移行していないこと、などの難点をかかえている。

次に、NPTは、核兵器の永久的拡散防止が国際の平和と安全に資するものであるとの一般的な認識に立って核兵器国と非核兵器国との利害の妥協の産物として

成立したものであるが、その基本的な構成は次の三つに要約できるであろう。第一に、NPTは最初の二ヶ条において、核兵器国と非核兵器国との双方に不拡散義務を課している。

第1条 締約国である各核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者に対しても直接又は間接に移譲しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造若しくはその他の方法による取得又は核兵器その他の核爆発装置の管理の取得につきいかなる非核兵器国に対しても何ら援助、奨励又は勧誘を行わないことを約束する。

第2条 締約国である各核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者からも直接又は間接に受領しないこと、核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造についていかなる援助も求めず又は受けないことを約束する。

第二に、非核兵器国は原子力の平和利用の義務を負い国際原子力機関(IAEA)の保障措置を受諾する(3条)が、原子力の平和利用の権利を有するものとされ(4条)、非核兵器国も核爆発の平和的応用から一定の利益を享受することが認められている(5条)。

第三に、「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」(6条)として核兵器国側の軍縮交渉を義務的なものとしている。

しかしながら、締約国のうち非核兵器国の義務に偏重したものであって核の選択を放棄した非核兵器国の利益が十分には配慮されておらず、NPTは本質的に差別的性格を持った不平等条約であるという批判は、しばしば指摘されてきたところである。特に、核兵器国が核軍備縮小義務(6条)について誠実な交渉を行っているとは言い難いこと、すなわち、核の垂直的拡散の停止と水平的拡散の停止の間に均衡がとれていないこと、NPTに加盟して核の取得を断念した非核兵器国が核攻撃の脅威に晒されたり実際に核使用の対象となつた場合の安全保障につき確固たる方策が提示されていないことは、現在まで本条約の懸案事項とされてきている。⁴⁾このような条約の規定及び運用上の欠陥は、1975年5月のNPT第一回再検討会議においても非核兵器国の強い不満として議論されており⁵⁾、また1980年8～9月の第二回再検討会議は非核兵器国、特に非同盟諸国と核兵器国との

対立のために実質的内容を有する最終文書すら採択していない⁶⁾。

かくして、NPT体制を中心とした核軍縮をめぐる国際環境においては、核の生産・取得・所有を承認された核兵器国とそれが禁止された非核兵器国の分離固定化によって「核・非核兵器国体制」が形成され、しかも両者の間には歴然たる義務のアンバランスが存在しているために、非核兵器国からその是正が絶えず要求されるといった状況が顕在化しているのであって、これが現代軍縮国際法の大きな特徴となっている⁷⁾。更に、非核兵器国安全保障の維持強化に関しても、従来の「積極的安全保障」よりも核兵器国核不使用義務の受諾によって、非核兵器国安全保障を確保する「消極的安全保障」が卓越したものであると考えられ、前者から後者への移行がうかがえるのである⁸⁾。

以上のような文脈を踏まえ、核軍縮とりわけ核の水平的拡散を阻む法的障壁として次第に国際的な支持を獲得しつつあるのがNWFZである。これはNWFZが地域的で副次的な軍縮アプローチであることからくる一定の限界を前提としながらも、特定地域に核兵器の不存在状況を設定することが、(1)軍事力の撤去(disengagement)のアナロジーとして、核を伴う地域紛争の発生・拡大の予防措置となること⁹⁾、(2)核兵器国核戦略目標を縮減させること、(3)非核兵器国が核戦争に巻きこまれることを未然に防止し、安全保障の強化に貢献すること、(4)軍縮の究極目標である全面かつ完全な軍縮への手掛けになると、などの効果をもたらし、結局のところ核兵器国と非核兵器国双方の利益が一致するものと考えられるからである。したがって、NWFZは、核兵器の拡散防止を中心的な課題とする現代軍縮国際法において、NPT体制による普遍的な核兵器不拡散と並行し、またそれを補完するものとして、核軍縮の進展に寄与しうる個別的・地域的な軍備規制措置としての位置を占めることになる。

注)

1) A/35/392, *op. cit.*, pp. 132–133, 147–152.

2) Treaty Banning Nuclear Weapon Tests in the Atmosphere, in Outer Space and Under Water, 1963年10月10日発効、当事国数110、(以下条約の当事国数は1980年7月12日現在、前掲A/35/392による)。

3) Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Annex to GA Res. 2373

(XXII). 1970年3月5日発効、当事国数115。

- 4) ただし、軍事同盟条約でないNPTに非核兵器国の安全保障のための具体的効果を期待することは、出発点からして筋違いであるとの見解もみられる。矢田部厚彦「核兵器不拡散条約論」有信堂、1971年、p. 122.
- 5) 第一回再検討会議の内容及び最終宣言については、SIPRI, *Nuclear Energy and Nuclear Weapon Proliferation 1979*, 邦訳「核拡散は防げるか」共立出版、1980年、pp. 237 – 259, 328 – 337 参照。
- 6) 第二回再検討会議における日本代表も同趣旨の演説をしている。国際問題資料、1980年9月号、pp. 14 – 21.
- 7) この点での実証的な検討については、黒沢 滿「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス — 現代軍縮国際法の新しい視座 — 」法政理論 第10巻第3号(1978年3月), pp. 1 – 66 を参照。
- 8) 詳しくは、黒沢 滿「積極的安全保障から消極的安全保障へ — 核時代における非核兵器国安全保障 — 」神戸法学雑誌第30巻第2号(1980年9月), pp. 397 – 437 を参照。
- 9) 初期のヨーロッパにおけるNWFZ構想が一種の緩衝地域として提唱されたことについては、前田 寿「軍縮交渉史 1945 – 1967年」(上巻)、東京大学出版会 pp. 412 – 418 を参照。

3. NWFZ の概念

このようにNWFZの概念は、核の完全な不存在が明確にされた地域を設定して、そこに含まれる国家を核攻撃の威嚇または核戦争の危険の闇外に置くと共に、核軍縮及び国際の平和と安全の強化に貢献させることを主な目的として提起されてきたのであるが、それはまた国連総会の要請¹⁾を受けて1975年に軍縮委員会会議(CCD)の下で作成された特別報告書「非核兵器地帯の包括的研究」も指摘するところであって、NWFZに参加する国家及び当該地域の安全保障の強化が、結局は世界の安全保障の促進に繋がり、NPTを支える有力な措置とみなされている²⁾。この点に関して、たとえばエプシュタイン(W. Epstein)は、「非核地帯はNPTの差別的性格を除去し、何らかの理由によってNPTの当事国となりたがらない国家にも望ましい相互安全保障を与えることができる。それゆえ、非核地帯は核不拡散体制を促進及び強化するための極めて効果的な方法となりうる。非核地帯の創設は、決してNPTと衝突するものでなくNPTの目的を拡大し強化

する手段を与えることになろう。……多くの重要な点で、非核地帯は、国際の平和と安全を維持・強化するための有効な手段をNPT以上に提供してくれるのである。」と評価している³⁾。

ところで、NPTの第7条が「国の集団がそれらの国の領域に全く核兵器の存在しないことを確保するため地域的な条約を締結する権利」を認めていることが示唆しているように、NPTの核兵器不拡散とNWFZはもとより別個の法概念であると言うべきであろう。NWFZの概念に関しては、1975年の国連総会決議3472B⁴⁾が定義を行っており、それに従えば、NWFZとは、(a)その地帯の核兵器の不存在が、地帯の境界画定を含めて明確に法定されること、(b)そこから発生する義務の遵守を確保するための国際的な検証・規制の制度が設立されること、の二条件を満たす条約によって設置されたもので、国連総会によって承認されたものが該当する。

更に同決議は、NWFZ及びそこに含まれる国家に対する核兵器国的主要な義務も定義しているが、それによると、すべての核兵器は、条約・協約・議定書のような完全な法的拘束力を有する厳肅な国際文書によって、(a)地帯の設立文書たる条約が定めている核兵器の不存在を尊重すること、(b)条約違反となるような行為を慎むこと、(c)その地帯に含まれる国家に対し核の使用または使用の威嚇を慎むこと、を約束しなければならないことになっている。この核兵器国のNWFZに対する核兵器不使用の義務については、第一回国連軍縮特別総会最終文書も同様のことを規定しており⁵⁾、また後述するラテンアメリカ核兵器禁止条約前文及び同条約付属議定書Ⅱにおいて法的義務として明示されている。したがって、NWFZには、核兵器国のが核兵器使用禁止という第三の概念が内包されていると考えられ、このことはNWFZの形成過程における非核兵器国の主張と核兵器国対応の分析によって明らかにされているところである⁶⁾。

たとえば、第一回国連軍縮総会でなされた核兵器国による核兵器不使用の誓約は、非核兵器国一般に対するものよりもNWFZにより重点が置かれていた。すなわち、ソ連は、「核兵器の生産及び取得を放棄しつつその領域に核兵器を保有しない国家」に対して核兵器を使用しないと述べ⁷⁾、アメリカは、「NPTまたは核爆発装置を取得しない」というそれと同等の国際的拘束力を持った約束（Commit-

ment)の当事国であるすべての非核兵器国」に対しての不使用を約束しており⁸⁾、イギリスも同様の宣言をしている⁹⁾。さらに中国は、「非核兵器国及びNWFZ」に対し核兵器の威嚇または使用に訴えないと約束することが急務であると主張し、¹⁰⁾フランスは、「NWFZに加わる国家」に対し定義される方式に従い核兵器の使用または威嚇が核兵器国によって放棄されるべきだと述べている。¹¹⁾このことは、1980年の軍縮委員会に提出された核兵器国との見解においても一貫しており、¹²⁾たとえば、ソ連は、1978年に提案していた非核兵器国に対する核兵器の使用禁止を義務づける新しい国際条約¹³⁾の締結の必要性を強調している。このように核兵器国が核兵器の使用を差し控えることを約束し非核兵器国の消極的安全保障を強化する点については、非核兵器国との要求にもかかわらず必ずしも一般的な合意が達成されていないのに反して、NWFZに対する使用禁止については核兵器国との支持が得られていることは、NWFZの際立った特質といってよい。

もとより、普遍的な条約として機能するNPT体制に比較して、NWFZの概念は地域的な核拡散の防止措置であることからくる適用範囲の限定という制約を払拭することができないために、NWFZはNPTの核兵器不拡散を補完するものとして把握されるかもしれない。¹⁴⁾しかし、地域的な規模のNWFZは、小規模ゆえにかえってより高度な検証制度及び組織化を可能とすることができ、また核兵器国からの消極的安全保障の取付けを得やすいといったすぐれた一面もあるわけで、両方の概念は相互補完的な関係にあるといわざるを得ないのである。¹⁵⁾

注)

- 1) GA Res. 3261 F(XXIX), 9 December 1974.
- 2) Comprehensive Study of the Question of Nuclear-Weapon-Free zones in All its Aspects, Special Report of the Conference of the Committee on Disarmament, A/10027/Add. 1, pp. 29-31.
- 3) William Epstein, "Nuclear-free Zones", *Scientific American*, Vol. 233, Num. 5, November, 1975, p. 35.
- 4) GA Res. 3472B (XXX), 11 December 1975.
- 5) A/Res/S-10/2, *op. cit.*, paragraph 62.
- 6) 非核兵器国に対する核兵器の使用禁止については、黒沢 満「軍縮と非核兵器国の安全保障 — 国連軍縮特別総会における議論を中心に —」 国際法外交雑誌 第78巻

第4号(1979年9月)に詳しい。

- 7) A/S-10/AC. 1/4.
- 8) A/S-10/AC. 1/PV. 9.
- 9) A/S-10/PV. 26.
- 10) A/S-10/PV. 7.
- 11) A/S-10/PV. 3.
- 12) A/35/392, *op. cit.*, Appendix II.
- 13) Draft international convention on the strengthening of guarantees of the security of non-nuclear states, A/33/241, 8 September 1978.
- 14) A/10027/Add. 1, *op. cit.*, p. 31.
- 15) 二つの概念の長所・短所について詳しくは、黒沢 満「核兵器不拡散および非核兵器地帯の法的概念」 法政理論第13巻第3号(1981年3月) pp. 156-182を参照。

4. NWFZ構想の提案と展開

核兵器の水平的拡散の防止に関しては、前述した部分的核実験禁止条約及びNPTの普遍的な二条約が発効しているが、NWFZもしくはそれに類するものとして地域的な軍事的非核化の構想が現実の国際政治の舞台において提案されており、それはNWFZと同様に地域的枠組の中での核軍縮措置を定める条約、厳密な意味でのNWFZとして唯一つ成立しているラテンアメリカ核兵器禁止条約、NWFZとして提案されているが未だ条約化されておらず構想の段階にあるものの三つに大別することができる。以下においては、既に検討したNWFZの中心概念である特定地域での核兵器の不存在及び検証(verification)制度の確立について、これらの構想を順次概観する。

(1) 地域的核軍縮条約

(a) 南極条約¹⁾— 非軍事化地帯を設定した最初の国際協定であって、南極地域が平和的目的のみに利用されることとし、軍事基地及び防備施設の設置、軍事演習の実施並びにあらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置は、特に、禁止されている(1条)。また、核爆発及び放射性廃棄物の処分も禁止される(5条)。検証手段としては、締約国が指名した監視員による空中監視を含む査察(inspection)をすべての地域にいつでも行う権利を締約国に認めている(7条)。

(b) 宇宙天体条約²⁾— 1963年国連総会が全会一致で採択した決議³⁾の要請を受

けて成立したもので、条約の当事国は、「核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと、並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないことを約束する」こと、天体上においては、「軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習は禁止する」ことを規定する（4条）。しかし、宇宙空間の定義がなされていないために、たとえば核弾頭を装備したICBMの使用は禁止されていない。また、天体上のすべての基地、施設、裝備及び宇宙飛行機は、相互主義に基づいて開放されることになっている（12条）。

(c) 海底核兵器禁止条約⁴⁾ 「核兵器及び他の種類の大量破壊兵器並びにこれらの兵器を貯蔵し、実験し又は使用することを特に目的とした構築物、発射設備その他の施設」を「海底区域」の限界の外側の海底に据え付けまたは置くことが禁止される（1条1項）が、沿岸国の領海の海底については適用されない（1条2項）。領海の幅員の主張が異なる場合でも、「海底区域」の限界は12カイリの水域を上限とする（2条）。これによると、領海内の沿岸国またはその承認を得た他国による活動は規制されておらず、たとえばSLBMを装備した潜水艦の活動は自由とみなされる。検証については第3条で周到な規定をしており、海底区域外での活動をその活動を妨げない範囲の観察（observation）によって検証する権利が締約国に認められ（1項）、その結果妥当な疑惑が残る場合には関係国は疑惑を除くための協議をしなければならず、他の検証手続についても相互に協力するものとされている（2項）。また、締約国は軍縮のための誠実な交渉を維持すべきものとされ（5条）、本条約がNWFZの締約国の義務に影響を及ぼさないことを確認している（9条）。

(2) ラテンアメリカ核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）⁵⁾

本条約は、NWFZを多数の人間が居住する主権国家の領域に設定した唯一の国際文書であって、NWFZの概念を拘束力ある条約によって本格的に実現した最初のものである。⁶⁾ まず第1条は締約国的主要義務として以下のように規定する。

第1条 締約国は、自国の管轄下にある核物質及び核施設を平和的目的のみに使用すること、並びに以下のことを自国の領域において禁止及び防止することを約束する。

a) 締約国自身のために直接もしくは間接に、第三者のために、または他のいずれかの態

- 様によって、核兵器を方法のいかんを問わず実験し、使用し、製造し、及び取得すること。
- b) 締約国自身が、もしくは締約国のために第三者が、または他のいすれかの態様によって、直接または間接に、核兵器を受領し、貯蔵し、設置し、配備し、及び形態のいかんを問わず所有すること。

したがって、締約国自身の核兵器の生産・取得のみならず、NPTには含まれていない第三者たる核兵器国による核兵器の貯蔵・配備までが、たとえ核兵器国維持・管理の下であっても禁止されるわけで、「核兵器の完全な不存在」が保証されることになる。ただし、この条約は、NPTが禁止している平和的目的の核爆発は第1条及び戦争関係の目的に使用される特質を有する装置が核兵器であると定義する第5条に違反しない限り許容している（18条1項）。つまり核装置の爆発や利用は平和的目的を持つ場合に限って禁止されていないことになるが、そのような核爆発装置が軍事的利用に供されないことを確保する技術的条件が開発されていない現在では、許容されていないと解釈されている。次に条約義務の履行確保のために、総会、理事会、事務局から成る組織的な監督機関としてのランアメリカ核兵器禁止機構（OPANAL）が設置されており（7-11条），それを通して徹底した管理体制がとられている（12-18条）。この管理制度は、締約国が受諾した義務の履行を検証するためのものであって、特に(a)原子力平和利用のための装置、役務、施設の軍事目的への転用、(b)締約国の領域内への外国からの核物質または核兵器の持込み、(c)平和的目的の爆発についての第18条の規定への抵触を検証するために実施される（12条）。また、IAEAの保障措置の適用（13条）、締約国による自国の活動報告（14条）、事務局長の要請による特別報告（15条）が規定されるとともに、OPANAL理事会による完全かつ自由な特別査察が認められている（16条）し、17条の平和的目的のための原子力の利用の権利行使する際も、事務局長並びに理事会及びIAEAが指名した専門家の監視や立入を受け容れなければならない（18条3項）ことになっている。これらのことから本条約は厳格かつ包括的な検証制度を具備したものということができる。

本条約の効力は、(a) 西半球の北緯35度以南にその全版図を有するすべての主権国家による条約の署名及び批准、(b) 本条約の適用範囲内にある領域に対し法

律上または事実上の国際責任を有するすべての国による本条約の付属議定書Ⅰの署名及び批准, (c) すべての核兵器国による本条約の付属議定書Ⅱの署名及び批准, (d) 13条に関する双務協定の締結, の四つの要件が満たされた時に発生するとされている(28条1項)。しかしこれらの効力発生の要件を充足しない場合であっても, 批准の際に28条1項の全部または一部の放棄宣言を付せば, その国については効力を発生する(28条2項)。この結果, 別表に示すように28条2項を援用して現在まで22ヶ国について発効している。しかし, すべてのラテンアメリカ諸国に条約が発効していないこと, 特にアメリカと対峙しているキューバが署名すら拒絶していること, 核開発に強い関心と能力を有するアルゼンチンとブラジルについて発効していないことは, この条約の実効性という点で問題である。

本条約に加えて, 本条約と不可分の一体を成すものとして地域外の諸国が保障すべき義務を規定する二つの付属議定書(Additional protocol)が締結されている。付属議定書Ⅰは, 本条約の設定する範囲内に法律上または事実上の国際責任が認められる領域を有する条約外の国が本条約の規定が定める非核化の状態を, それらの領域に適用することを約束したものである(1条)。これに該当する国のうちペルトリコ, ヴァージン諸島, パナマ運河, グアンタナモ基地等の重要地域を死活的なものと考えるアメリカは長い間批准を渋ってきたが, 1981年11月23日に批准した。しかし, ギアナを属領とするフランスは署名はしたもの未だに批准していない。次に付属議定書Ⅱは核兵器国の義務を定めるもので, 条約が設定する非核化の状態を全面的に尊重すること(1条), 第1条の義務違反となる行動の遂行を助長しないこと(2条), 条約国の締約国に対し, 核兵器を使用しないことまたは使用するとの威嚇を行わないこと(3条), を約束している。この付属議定書Ⅱについては, 条約第18条の平和目的核爆発がNPTと矛盾していること, 条約が地帯内の領域の核兵器輸送を禁止する規定を含んでいないことが, たとえばパナマ運河を通過するアメリカ艦船が核兵器を搭載する場合を想定すると抜け道になっていること, 第4条に定める適用区域が広大すぎることは, 公海の航行自由の原則のような国際法の規則に抵触することなどの疑義を理由として, すべての核兵器国は了解に達しなかった。しかし, 終始反対意見を表明していたソ連が, 1979年1月8日に批准するに及んで, 五核兵器国がこの条約の締約

国の安全保障を保証したことになる。付属議定書Ⅱの批准にあたっては、核兵器国がそれぞれ本条約に対して解釈宣言を行っているため、完全な合意が形成されたとは言えず、議論の余地を残している。とはいっても、核兵器の不使用義務を国際条約の中で明確に規定したのはこの付属議定書Ⅱのみであって、その意義は大きいものがある。

(3) NWFZ構想の提案

a) 中部ヨーロッパ — ポーランドのラパッキー首相は、1957年10月2日第12回国連総会で演説し、もし東西両ドイツが同意すれば、自国において核兵器及び熱核兵器の生産・貯蔵を禁止するという提案をした⁷⁾。更にチェコスロバキア及びソ連の支持を得て、その後も第二次・第三次案を提出した。それによれば、ポーランド、チェコスロバキア、両ドイツの領域内においては、(1)4ヶ国は核兵器を生産・保有・貯蔵することを禁止される、(2)英米仏ソの核兵器国は、ミサイル発射装置を含む核兵器を配置せず通過もさせない、(3)核兵器国は、この地帯に核兵器を使用しない、(4)関係国の義務履行の検証を実効的なものにするために、地上査察及び空中査察を含む管理制度を確立し、NATO及びワルシャワ条約機構の代表者に開放された監視機関を創設する、ことなどを骨子とするものであって、提案自体は、かなり詳細で具体的な内容を持っていた。しかし、ヨーロッパの非核化はドイツ問題を固定化することに繋がり、またソ連に有利な条件を生み出す等の理由で西側諸国によって拒否された。

b) バルカン半島・アドレア海・地中海 — 1957年9月10日のルーマニア提案及び1959年5月29日のソ連提案によって、バルカン半島の非核化が提唱された。更に同年6月25日に、ソ連はバルカン半島・アドレア海のNWFZ設置を提案したが、核兵器の生産・貯蔵という基本問題を欠落しているとしてアメリカから拒否された。1963年5月27日には、NWFZを地中海全体に設置することを18ヶ国軍縮委員会で提案した。1968年には、ブルガリア、ルーマニア、ユーゴスラビアがバルカン半島・地中海のNWFZ化の必要性を表明し、それは、1972年のルーマニア提案によれば、核兵器国からの安全保障の保証がなされること、核エネルギーの平和利用が制限されないこと、公正な管理制度が確立されること、を内容としていた⁸⁾。

c) アフリカ — フランスのサハラ砂漠の核実験以降，アフリカ大陸にNWFZを設置することを求める多くの国連決議が採択されている。⁹⁾ 1965年の第20回国連総会決議2033（XX）は，(1)すべての国がアフリカ大陸をNWFZとして尊重すること，(2)すべての国がアフリカ大陸に対し核兵器の使用もしくは使用の威嚇を差し控え，(3)すべての国がアフリカ大陸において核兵器の実験・製造・取得・使用・配備を差し控え，同様な行動をアフリカ諸国に強いりいかなる行動も差し控えること，(4)核兵器及び核能力を有する国家が，核兵器，科学データ，技術援助をいかなる国の国家管理に対しても，直接的か間接的かを問わず，アフリカにおける核兵器の製造または使用についてこれらの国を援助することになるいかなる形態によっても移譲しないこと，等を要請している。その後も，同様の趣旨の決議が採択されているが，特に最近では南アフリカの核兵器能力の取得を懸念して，南アフリカとの核協力の停止を求める国連総会決議が採択されている。¹⁰⁾

d) 北部ヨーロッパ — 1961年の第16回国連総会にスウェーデンは，いわゆるウンデン計画と称されるNWFZ設置の構想を示唆した。この提案は，設置すべき地理的位置を特定しない一般的なアプローチであったけれども総会によって採択された。¹¹⁾ それは，NWFZを構成する諸国が核兵器の製造の取得を放棄し，また他国からの受領・配備も禁止することによって核拡散を防止し，地域の緊張緩和を計るという内容のものである。続いてキューバ・ミサイル危機を契機として，1963年5月フィンランド大統領はスカンジナビア諸国がNWFZを設置すべきことを示唆した。これは，ケッコネン計画と呼ばれ，スウェーデン，ノルウェー，デンマーク，フィンランドが個別的に採っている非核政策を現状のまま相互約束により確認するにすぎないが，地域全体が核紛争の局外に立つことにより地域の安全と安定をもたらす，との考えによっている。そして，フィンランドは1971—73年の第26—28回国連総会及び1973年の全欧安保協力会議で重ねて提案しているが，ソ連の支持を得たものの，他の北欧三国特にデンマークとノルウェーからはフィンランドと友好関係にあるソ連の利益を優先するものとして反対された。¹²⁾

e) 中東 — イランが1974年に提案して以来，中東地域にNWFZを設置することは，エジプトが設置の基本条件すなわち，(a)地帯内の国家が核兵器の生産・取得・保有を差し控えること，(b)核兵器国は，中東地域に核を持ち込むこと及び

地帯内の国家に核兵器を使用することを差し控える, (c)核兵器国及び地帯内国の双方に作用する実効的な国際セーフガード制度を設立する の三原則を提示するなど,¹³⁾中東地域のほとんどの国から支持されている。1974年の国連総会は、中東地域のNWFZ設置を求めるエジプト提案を採択した。¹⁴⁾この決議は、設置が実現されるためには、地帯内のすべての関係国が核兵器を生産・実験・取得し、または他のいかなる方法によっても保有することを差し控える意志を厳粛かつ即座に宣言することが不可欠であって、すべての国家特に核兵器の全面協力を希望するものであった。五核兵器国賛成は得たものの、イスラエルはこの決議とは別の拘束力のある国際的保証にむけた直接交渉を提示している。なお国連総会は1979年にも早急な設置の必要性を訴える決議を採択している。¹⁵⁾

f) 南アジア — この地域でのNWFZの設置には特にパキスタンとインドの対立した見解が存在する。1974年のインドの核実験は、NWFZ創設を緊急なものと認め事務総長が召集する地域会議で実現を計るべきとのパキスタン提案を促した。しかしインドは、この地域が創設には十分な条件を備えておらず、範囲を拡大して他のアジア地域や太平洋にまで適用すべきであり、また実現のイニシアティブが関係国によって自発的にとられなければならず外部から強制されるものであってはならないとして、反対した。この結果、1974年の国連総会は両国の別個の決議案を採択している。¹⁶⁾こうした見解の相違はその後も引き続いているおり、NWFZの早急な創設を要請するパキスタン提案による1979年の国連決議にもインドは反対投票を行っている。¹⁷⁾

g) 南太平洋 — この地域のNWFZ構想は、非核兵器国安全保障の強化のみならず、核実験や核廃棄物による放射能汚染の防止という側面からも提案されている。それは、英米仏による核実験が南太平洋に死の灰の危険を与えてきた事実に起因している。しかし、ANZUSによる集団安全保障体制の存在、核実験三国、及び北太平洋を長距離ミサイルの実験場に使用するソ連の反対によって、明確な概念を規定する青写真すらできていない。オーストラリアとニュージーランドは、1975年の南太平洋フォーラムで積極的な姿勢を示し、設置を要望する国連決議¹⁸⁾も採択されているが、両国内の政権交替によって実現の可能性は後退している。しかしながら、1975年の「太平洋非核化会議」の開催や1981年1月1日

に独立したベラウ共和国（パラオ）が世界最初の非核憲法を制定するなど、NW FZの設置への動きは依然として続いている。¹⁹⁾

注)

- 1) Antarctic Treaty, 1961年6月23日発効, 当事国数19.
- 2) Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies, 1967年10月10日発効, 当事国数78.
- 3) GA Res. 1884 (XVIII), 17 October 1963.
- 4) Treaty on the Prohibition of the Emplacement of Nuclear Weapons and other Weapons of Mass Destruction on the Seabed and the Ocean Floor and in the Sub-soil thereof. annex to GA Res. 2660 (XXV). 7 December 1970. 1972年5月18日発効, 当事国数67.
- 5) Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America (Treaty of Tlatelolco), 1968年4月22日発効, 当事国数22, 本条約並びに付属議定書Ⅰ及びⅡの署名・批准・効力発生の状況については, 別表(1982年6月現在)を参照。
- 6) 本条約の成立の経緯及び内容については, Alfonso Garcia Robles, *The Latin American Nuclear-Weapon-Free Zone*. The Stanley Foundation, Occasional Paper 19, 1979. 黒沢 滿「非核兵器地帯と安全保障 — ラテンアメリカ核兵器禁止条約付属議定書Ⅱの研究 —」法政理論第12巻第3号(1980年2月) pp. 110-188を参照。
- 7) A/PV. 697, Paragraph 136.
- 8) CCD/PV. 652.
- 9) たとえば, 国連の採択した UN. Res. 1652 (XVI), 24 November 1961, 2033 (XX), 3 December 1965, 3261E(XXIX), 9 December 1974, 3471 (XXX), 11 December 1975, 31/69, 10 December 1976, 34/76 A, 34/76B, 11 December 1979 の決議のはかに, OAU外相理事会の採択した1979年7月のCM/Res. 718 (XXXIII) がある。なお, William Epstein, *A Nuclear-Weapon-Free Zone in Africa?* The Stanley Foundation, Occasional paper 14, 1977 を参照。
- 10) "Nuclear Collaboration with South Africa" GA Res. 34/93E, 20 December 1979, The United Nations Disarmament Yearbook Vol. 4: 1979, pp. 174-178. 参照。
- 11) GA. Res. 1664 (XVI), 4 December 1961.
- 12) Max Jakobson, *Finnish Neutrality*, 1968, 邦訳「フィンランドの外交政策」日本国際問題研究所 pp. 176-188 参照。
- 13) A/C. 1/PV. 2026.
- 14) GA Res. 3263 (XXIX), 9 December 1974.
- 15) GA Res. 34/77, 11 December 1979, The United Nations Disarmament Yearbook,

op. cit., pp. 178-181. 参照。

- 16) GA Res. 3265 A and B (XXIX), 9 December 1974.
- 17) GA Res. 34/78 11 December 1979, The United Nations Disarmament Yearbook, op. cit., pp. 181-184. 参照。
- 18) GA Res. 3477 (XXX), 11 December 1975.
- 19) これらについては、Owen Wilkes “太平洋非核化をめざすたかい”(飯島宗一他編「核廃絶か破滅か」時事通信社1976年, 所収論文), Roderic Alley, *Nuclear-Weapon-Free Zones : The South Pacific Proposal*, The Stanley Foundation, Occasional paper 14, を参照。

(別表) ラテンアメリカ核兵器禁止条約

国 家	署名年月日	批准年月日	発効年月日	NPT効力発生
アルゼンチン	1967. 9. 27			
パラマ	1976. 11. 29	1977. 4. 26	1977. 4. 26	
バルバドス	1968. 10. 18	1969. 4. 25	1969. 4. 25	
ベリーズ				
ボリビア	1967. 2. 14	1969. 2. 18	1969. 2. 18	1970. 5. 26
ブルガリア	1967. 5. 9	1968. 1. 29		
チリ	1967. 2. 14	1974. 10. 9		
コロニアビア	1967. 2. 14	1972. 8. 4	1972. 9. 6	
コスタリカ	1967. 2. 14	1969. 8. 25	1969. 8. 25	1970. 3. 3
キューバ				
ドミニカ共和国				
ドミニカ共和国	1967. 7. 28	1968. 6. 14	1968. 6. 14	1971. 7. 24
エクアドル	1967. 2. 14	1969. 2. 11	1969. 2. 11	1969. 3. 7
エルサルバドル	1967. 2. 14	1968. 4. 22	1968. 4. 22	1972. 7. 11
グレナダ	1975. 4. 29	1975. 6. 20	1975. 6. 20	
グアテマラ	1967. 2. 14	1970. 2. 6	1970. 2. 6	1970. 9. 22
ガイアナ				
ハイチ	1967. 2. 14	1969. 5. 23	1969. 5. 23	1970. 6. 2
ホンジュラス	1967. 2. 14	1968. 9. 23	1968. 9. 23	1973. 5. 16
ジャマイカ	1967. 10. 26	1969. 6. 26	1969. 6. 26	1970. 3. 5
メキシコ	1967. 2. 14	1967. 9. 20	1967. 9. 20	1969. 1. 21
ニカラグア	1967. 2. 15	1968. 10. 24	1968. 10. 24	1973. 3. 6
パナマ	1967. 2. 14	1971. 6. 11	1971. 6. 11	1977. 1. 13
パラグアイ	1967. 4. 26	1969. 3. 19	1969. 3. 19	1970. 2. 4
ペルー	1967. 2. 14	1969. 3. 4	1969. 3. 4	1970. 3. 3
セントルシア				1979. 12. 28
セントビンセント				
スリナム	1976. 2. 13	1977. 6. 10	1977. 6. 10	
トリニダード・トバゴ	1967. 6. 27	1970. 12. 3	1975. 6. 27	
ウルグアイ	1967. 2. 14	1968. 8. 20	1968. 8. 20	1970. 8. 31
ヴェネズエラ	1967. 2. 14	1970. 3. 23	1970. 3. 23	1975. 9. 25
アンティグア・バーブーダ				

付属議定書 I

国	家	署名年月日	批准年月日	NPT 効力発生
フ ラ ン	ス	1979. 3. 2		
オ ラ ン	ダ	1968. 3. 15	1971. 7. 26	1975. 5. 2
イ ギ リ	ス	1967. 12. 20	1969. 12. 11	1968. 11. 27
ア メ リ	カ	1977. 5. 26	1981. 11. 23	1970. 3. 5

付属議定書 II

国	家	署名年月日	批准年月日	NPT 効力発生
中 国	国	1973. 8. 21	1974. 6. 12	
フ ラ ン	ス	1973. 7. 18	1974. 3. 22	
ソ ヴ 連	連	1978. 5. 18	1979. 1. 8	1970. 3. 5
イ ギ リ	ス	1967. 12. 20	1969. 12. 11	1968. 11. 27
ア メ リ	カ	1968. 4. 1	1971. 5. 12	1970. 3. 5

5. NWFZ の問題点

核戦争にコミットすることを回避し国家の安全保障を強化する手段として創設されるNWFZが所期の目的を達成するためには、設置条約によって、地帯内の主権国家群がその領域内において核兵器を完全に排除し、核の不存在という状態を維持しなければならず、また関係国の合意とりわけ核兵器国核兵器不使用義務を取り付けなければならない。このことは、地帯内の国家及び核兵器国核兵器不使用義務に深くかかわるため、両者にとって厳粛で重要な政策的選択を迫るものといえよう。したがってNWFZは、国際法及び国連憲章の諸原則と一致すること並びにNPT等の現行諸条約との調和がとれていることを前提条件としなければ、法的拘束力ある条約として成立することの可能性は薄れてくる。さらに、その地域での核の不存在という現状を保存し将来の悪化を阻止するという防止的軍縮の意義が優先されるのであって、NWFZは基本的には現状維持的な役割が期待されるという内在的制約を包含するものである。

NWFZが各国の政治的思惑の調整という基盤に立って構築される以上、各国の立場や見解は完全には一致しておらず、法概念として完全に確定されたとはいきれない側面も持っている。すなわち、1975年の「非核兵器地帯の包括的研究」が指摘するようないわば自明の原則として認識されたものもあれば¹⁾、トラテ

ロルコ条約の成立過程及び付属議定書の批准の際の解釈宣言において提起された問題点のような解決されるべき課題も残されているのである。ここでは、それらについて詳しく検討する紙幅の余裕はないので、以下NWFZをめぐる問題点を整理して列挙するに止めたい²⁾。

第一に、NWFZ条約の実効性を促進するためには、当該地帯のすべての国家が参加することが必要である。少なくともその地域の軍事的に重要な国家及び核兵器もしくは核エネルギーへの志向性が強い国家を含むものでなければ、NWFZの意義の低減を免れないのであろうし、域外の核兵器国からの真摯な積極的評価を得ることも困難であろう。トラテロルコ条約について言えば、キューバ、ブラジル、アルゼンチンの条約参加があれば、条約の効果は一層高められるわけである。

第二に、創設のためのイニシアティブは、原則として関係地域内から自発的に執られなければならない、NWFZを設置することの必要性及びそれを維持していくこの重要性を各国が本当に認めていることが条約成立後の履行確保にとっても不可欠である。それゆえ、国家や地域で核兵器を配置していない非核兵器国ほど自発的な参加や協力が容易になる。既に特定の安全保障条約に組み込まれ核兵器国に軍事基地を提供して核兵器の配備や展開を認めている国家は、NWFZ条約上の義務を優先する覚悟と実際の措置が必要となろう。その意味では創設時期の遅早が条約成立を左右する一つの鍵である³⁾。

第三に、締結されるNWFZの取扱は核の不存在の確保を重要な義務とするが、その非核化の程度として、核兵器だけでなくNPTが禁止している平和的目的の核爆発装置も含めるか否かが問題になる。トラテロルコ条約は、第18条1項で一定の条件の下にそれを許容しているが、米英ソは批准の際の解釈宣言で、平和目的のためのものであっても第1条の義務違反となると主張しているし、ニカラグアを除くラテンアメリカ諸国も第5条の規定する核兵器との区別が明確にされ得ない現段階では許されないと解釈している。この解釈をとるアルゼンチンとブラジルは、核エネルギーの平和利用の利益に十分にアクセスできないとして自国への条約の効力発生を拒んでいるのである。

第四に、地帯外の国家による核兵器の地帯内通過権を認めるかどうかが問題で

ある。核兵器を搭載する航空機や艦船が地帯内を通過することは、一時的にも核の不存在状態が破られることになるわけである。トラテロルコ条約に関しては、陸上の通過は禁止されるが領海及び領空については必ずしも排除されておらず、領海条約の規定する「無害通航権」のような国際法の諸規則に従うこと、艦船の入港も沿岸国の主権の行使によって許可または拒否ができること、が一般的な合意とされている。しかし、アルゼンチン、ソ連、中国は、そのような通過を許容することは、NWFZの本質的要素を侵害するもので全面的に禁止されるべきだと主張している。

第五に、NWFZは当然に設置条約によって一定の明確な境界を画定すべきであるが、その適用範囲を一般の国際法規則が規律する部分にまで拡大できるかが議論されている。トラテロルコ条約は、条約が適用される「領域」の中に、領海、領空とともに「当該国が自国の法令に従って主権を行使するその他の空間」を含めており（3条）たとえば領海の幅員を200カイリにまで拡大した国家については、一方的にその部分が適用範囲になるのかが問題である。また第4条2項は領海外の広大な公海を地帯の範囲としているが公海自由の原則のような国際法規則を変更することはできないとの反論もみられる。こうした見解の対立は国際海峡や国際空路についても同様である。

第六に、国際的軍縮交渉においては、合意された条約義務の完全な履行を確保する手段として有効な検証制度を確立できるかが常に焦点になっている。⁴⁾ NWFZについても地帯内の国家による核兵器の開発、生産、取得及び外部からの核兵器の持ち込みの事実認定についての検証が重要な意味を持ってくる。そのためには、IAEAの適当な保障措置の導入とか、トラテロルコ条約のような別箇の効果的マシナリーを設立することも必要となろう。しかし、完全無欠な検証手段に拘泥して、NWFZの創設の可能性を断ち切ってしまうことは肯定できない。検証制度がいかなる場合にも諸国間の信頼関係に依存するとすれば、信頼譲成措置を地帯内の国家間及び地帯内と地帯外の国家間において発展させることによっても補完しうるからである。⁵⁾

第七に、NWFZ条約の締約国たる非核兵器国が条約義務に違反した場合に核兵器国は核兵器使用禁止義務を解除し得るかが問題とされている。核兵器の不存

在という状態が変更された時には、条約の成立基盤自体が消滅するわけで、他の当事国はその義務の履行を免れることになる。このことは、条約法に関するウィーン条約の規定する条約の終了または運用の停止原因（60条）に該当し、また現に核兵器国はトラテロルコ条約に関してもこうした見解を主張している。たとえばアメリカは、締約国が条約1条の義務に違反した場合には、自国が付属議定書Ⅱで約束したすべての義務から解放されるとしている⁶⁾。さらに、この条約では、NPT第10条1項のように、自国の「至高の利益」あるいは平和と安全に影響を及ぼす事態が発生したと認める締約国は、条約の廃棄権が認められており（30条）、核兵器国は主観的判断によって条約からの脱退を決定することができることになる。核兵器国の支援をうけた締約国による武力攻撃があった場合、それすらも条約違反として核兵器国は核不使用義務を放棄することもあり得るのである。

注)

- 1) A/10027/Add. 1, op. cit., pp. 31–33.
- 2) NWFZの問題点については、ibid., chapter IV–VII, 黒沢 満, 前掲「非核兵器地帯と安全保障」pp.147–188, 前田 寿「核兵器禁止地域の設定」国際問題 1982年4月号 pp. 23–28に詳細な研究がなされている。
- 3) Alba Myrdal, *The Game of Disarmament* 1976, 邦訳「正気への道Ⅱ」岩波書店 pp. 47–50.
- 4) 軍縮協定における検証の役割についてたとえば, SIPRI, *Strategic Disarmament Verification and National Security*, 1977 を参照。
- 5) 信頼譲成措置についての最近の研究として U. N. Doc. Comprehensive Study on Confidence-Building Measures, Disarmament study series No. 7, 1982, A/36/474 がある。
- 6) Davis R. Robbinson, “The Treaty of Tlatelolco and the United States : A Latin America Nuclear Free Zone”. *AJIL*. Vol. 64, No. 2, 1970. pp. 303–305.

6. おわりに

以上のことから明らかなように、国際条約として現実に機能しているトラテロルコ条約ですらいくつかの問題点を残しており、他のNWFZ構想が早急に実現されるという条件も整ってはいない。特定地域に核の存在を禁止することは、通常兵器において勝る側の戦略的優位をもたらすことになりかえって危険であると

か、ICBM, SLBM、戦略爆撃機のような長距離運搬システムが精度を高めた現在では、NWFZによって国家の安全保障を確保することの意味は半減しているといった否定的な見解もないわけではない。しかしながら、NWFZをめぐる最近の動向は、それを全面的かつ完全な軍縮の達成の第一歩であるという認識に立ちながら、切迫した核危機を開拓するための有効な手段として改めて評価しているように思われる。たとえば、ケナン（George. F. Kennan）は、米ソの戦域核兵器の制限交渉について、兵器の一部が除去されたかよりも全部が撤去されたことの方が検証が容易であるなど両国の利益は合致するはずであるとして、中部欧洲のNWFZ化を提言している¹⁾。欧米ではウェールズ州やロンドン市に見られるごとく非核化宣言が地方自治体レベルで決議されているし、空前の市民が参加した反核集会も開催された。また政治レベルにおいても、アメリカが中東NWFZ条約の締結にむけて予備的な外交交渉を開始したこと²⁾、ソ連が中距離核兵器、戦術核兵器を全廃する欧洲NWFZを提唱して、そこに参加する国家に核兵器不使用の保証を与える用意があると明言したこと³⁾が報道されている。さらにわが国については、非核三原則と日米安全保障条約との矛盾点が指摘されつつも、「核軍縮に関する国会決議」（1981年6月5日、衆議院外務委員会）や、「第二回国連軍縮特別総会に関する国会決議」（1982年5月27日衆議院本会議、28日参議院同）等でNWFZの促進を必要なものと認めているし、日本社会党と北朝鮮労働党的共同宣言は東北アジアにNWFZの設置を提案している⁴⁾。

1982年度のノーベル平和賞が、早くからNWFZの実現の必要性を強調してきたアルバ・ミュルダールとトラテロルコ条約の成立に貢献したアルフォンソ・ガルシア・ロブレスに授与されたことは、このようなNWFZの条約化を要望する国際世論を象徴しているのではなかろうか。いずれにしても国連憲章（特に1条及び52条）の精神に完全に一致したNWFZの構想が、世界の各地で実現されることがあれば、それは現代軍縮国際法にとっても画期的な進歩いうことができるのである。

注)

- 1) *The New York Times*, 11 October 1981.
- 2) *The New York Times*, 14 August 1981.

3) 朝日新聞，56年12月7日付。

4) 同 上，56年3月17日付。